

会

議

午前10時 0分開議

○議長（竹内清二君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第36号 下田市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の制定について、議第37号 下田市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について、議第38号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第39号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第40号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議第41号 平成28年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議第42号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第2号）、議第43号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上、議第35号を除く8件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、橋本智洋君の報告を求めます。

3番 橋本智洋君。

〔産業厚生委員長 橋本智洋君登壇〕

○産業厚生委員長（橋本智洋君） 皆様、おはようございます。

委員長報告をさせていただきます。

下議委第15号。平成29年6月21日。

下田市議会議長、竹内清二様。産業厚生委員長、橋本智洋。

産業厚生委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第39号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。
- 2) 議第41号 平成28年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。
- 3) 議第42号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第2号）（本委員会付託事項）。
- 4) 議第43号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

2. 審査の経過。

6月19日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より永井市民保健課長、日吉税務課長、鈴木上下水道課長、鈴木環境対策課長、長谷川産業振興課長、佐々木観光交流課長、白井建設課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第39号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第41号 平成28年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第42号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第2号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第43号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上、産業厚生委員会審査報告を終わります。

○議長（竹内清二君） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認め、これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教委員長、鈴木敬君の報告を求めます。

8 番 鈴木敬君。

〔総務文教委員長 鈴木 敬君登壇〕

○総務文教委員長（鈴木 敬君） おはようございます。

総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第36号 下田市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の制定について。

2) 議第37号 下田市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について。

3) 議第38号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第40号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第42号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第2号）（本委員会付託事項）。

2. 審査の経過。

6月19日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より高野防災安全課長、黒田統合政策課長、土屋福祉事務所長、井上総務課長、土屋学校教育課長、土屋生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第36号 下田市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第37号 下田市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第38号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第40号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第42号 平成29年度下田市一般会計補正予算(第2号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

○議長(竹内清二君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番(沢登英信君) 議第40号の下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例ですが、この内容は補償額が、補償を受けている方もいらっしゃると思うんですが、具体的にこの改正によって、どのような適用に金額的になるのか明らかにしていただけるとありがたいと思います。そういう議論がされたかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長(竹内清二君) 委員長。

〔総務文教委員長 鈴木 敬君登壇〕

○総務文教委員長(鈴木 敬君) お答えします。

これは、消防団員の災害補償条例に関しまして、その消防団員の扶養家族とかに関する補償額の加算をするというふうなことでありまして、本来的に、これまでも消防団員本人だけではなくその家族等々に関しまして補償額をその分だけ、子供の数等々に関して加算されていたものを、ここで整理したというふうな内容であります。

基本的には、以前のものと変わりはありません。金額が若干変わってきたというところがあります。そのような説明を受けております。

○議長(竹内清二君) 13番 沢登英信君。

○13番(沢登英信君) 説明書によりますと、妻が438円が333円になるんだと、これは引き下がっているわけですが、第2号の22歳に達する者については217円が267円あるいは383円になるんだ、こういう数字は具体的に出されておりますが、これらの数字を適用する

実例というのはあったのかなかったのか、お尋ねしたいと思います。

それを適用することによって、増減をするような人があるのかなかったのか。幾ら上がることになるのか下がることになるのか、そこら辺の実態はどうでしょうか。

○議長（竹内清二君） 委員長。

〔総務文教委員長 鈴木 敬君登壇〕

○総務文教委員長（鈴木 敬君） お答えします。

そこまでの具体的な対象消防団員に対する、幾ら、その人に幾ら上がったか下がったかということについての具体的な数字は、委員会においては審査されませんで、そういうような意見も出されませんでした。ただ、現在2名の方についての、これが適用されているというふうなことは聞いております。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 質問ではなくて、適用者が2名いるのにその実態の金額がどうなるかの審議をしないでこれでいいんですというような議論は、ちょっとおかしいんじゃないかと思いますけれども、一応意見として申し上げておきたいと思います。

○議長（竹内清二君） ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

以上で、議第35号議案を除く委員長報告と質疑は終わりました。

これより、各議案について討論、採決を行います。

まず、議第36号 下田市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第36号 下田市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例

の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第37号 下田市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第37号 下田市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第38号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第38号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第39号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第39号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第40号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内清二君） 起立多数であります。

よって、議第40号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第41号 平成28年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第41号 平成28年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第42号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第42号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第43号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第43号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

◎総務文教委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、過日、総務文教委員会に付託いたしました議第35号 市有財産（建物）の譲与についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により滝内久生議員の退席を求めます。

〔4番 滝内久生君退場〕

○議長（竹内清二君） これより、総務文教委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

8番 鈴木敬君。

〔総務文教委員長 鈴木 敬君登壇〕

○総務文教委員長（鈴木 敬君） それでは、議第35号に関する総務文教委員会の審査結果について報告いたします。

総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記

1. 議案の名称。

1) 議第35号 市有財産（建物）の譲与について。

2. 審査の経過。

6月19日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より高野防災安全課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第35号 市有財産（建物）の譲与について。

決定、原案可決

理由、やむを得ないものと認めた。

以上であります。

○議長（竹内清二君） ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） この譲与する詰所ではありますが、現状がどうなっているのか、耐用年数や修理をしなくてもある程度の年数使えるものなのかどうなのか、また、これは譲与を受けた区のほうが防災倉庫として使うというこういう提案であったかと思いますが、具体的

にどのような形で防災倉庫として利用されるのか、そこら辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 委員長。

〔総務文教委員長 鈴木 敬君登壇〕

○総務文教委員長（鈴木 敬君） 委員会においては、柿崎区のほうから消防団詰所の跡を柿崎区の防災倉庫として使いたいというふうな申請があったというふうなことで、それについての審査をいたしました。また、あそこは浸水域でもありますので、それに応じた防災倉庫の備品、備蓄品等々も当然考えられることであるというふうに思っております。

そこら辺のところも加味しながら、なおかつ柿崎区にとって必要な倉庫であるというふうなことを了承して、委員会としては認めることにしました。

以上であります。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 具体的なこうこう、こういうというような利用の仕方であるというようなチェックというんでしょうか、報告は受けなかったと、帳面づらの今言われたような回答のみであったんでしょうか。

○議長（竹内清二君） 委員長、もう一回。

〔総務文教委員長 鈴木 敬君登壇〕

○総務文教委員長（鈴木 敬君） 具体的な利用の形態……

〔発言する者あり〕

○総務文教委員長（鈴木 敬君） 防災倉庫として活用したいという申し入れがありましたので、当然柿崎区としてはそれに沿った倉庫としての使い方をするものというふうに委員会としては了承しております。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

以上で、委員長報告と質疑は終わりました。

これより討論、採決を行います。

議第35号 市有財産（建物）の譲与についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第35号 市有財産（建物）の譲与については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

ここで、滝内久生議員の入場をお願いいたします。

〔4番 滝内久生君入場〕

◎発議第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、発議第5号 海洋ごみの処理推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

10番 土屋 忍君。

〔10番 土屋 忍君登壇〕

○10番（土屋 忍君） 発議第5号 海洋ごみの処理推進を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、海洋ごみの処理推進を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣に提出するものとする。

平成29年6月21日提出。

提出者、下田市議会議員、土屋 忍。以下敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、小泉孝敬、同じく沢登英信、同じく大川敏雄、同じく進士濱美、同じく橋本智洋。

提案理由。

海洋ごみの処理推進を求めるため。

海洋ごみの処理推進を求める意見書。

昨年、全国各地を襲った台風と台風崩れの温帯低気圧は、甚大な被害をもたらしました。中でも、氾濫した河川から流れ出た流木は、漁業被害をもたらし、海岸に漂着した大量の流木の処理に長期間を要する事態が発生しました。

以前には、海岸保全区域外での漂着物対策に「地域グリーンニューディール基金」を利用

してきましたが、現在は「海岸漂着物等地域対策推進事業」だけで、しかもこの事業は災害対応を想定したものとはなっていません。

海洋ごみは災害関連のものだけではありません。2015年のG7エルマウ・サミットにおいて、プラスチックごみによる海洋汚染が取り上げられ、海洋ごみ対策は世界的課題として初めて認識されました。2016年のG7伊勢志摩サミットにおいても、海洋ごみの発生抑制及び削減に向けて対処することが確認されています。

海洋ごみは、国内外を問わず多様な地域由来のものが混在しており、市町村にとっては自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にあります。特に、海洋ごみの約7割は河川由来との指摘があり、河川管理者に任せられているごみ処理に加え、これらに対する発生源対策は重要課題です。そこで、海洋ごみの処理の推進並びに発生抑制及び削減に向けて下記の事項に取り組むよう求めます。

記。

1. 海洋ごみの主要な発生源となっている河川については、国管理河川以外の河川管理者の厳しい財政状況を考慮して国による新たな発生源対策を進めること。

2. 地域グリーンニューディール基金のような市町村が機動的に活用できる海洋ごみ対策を進めること。

3. 海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携してその発生抑制及び削減に努めるとともに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量・分布等の実態を把握するための調査をさらに推進し、国民生活への影響を回避するための研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成29年6月21日。

静岡県下田市議会。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 提出者の説明は終わりました。

これより、発議第5号 海洋ごみの処理推進を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

発議第5号についての質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでございました。

次に、発議第5号 海洋ごみの処理推進を求める意見書の提出についてお諮りいたします。
本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第5号 海洋ごみの処理推進を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教委員会、産業厚生委員会のそれぞれの委員長からお手元に配付してありますように議会閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会の申し出のとおり、平成29年度議会閉会中の継続調査に付することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、各常任委員会所管事務調査については、議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（竹内清二君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

た。

これをもって平成29年6月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時36分閉会